

## 松戸市子どもの体験活動支援事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 市長は、全ての子どもが、生まれ育った環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩めるよう、子どもの自己肯定感の向上や、社会を生き抜く力の育成等に資する体験活動の機会を充実させるため、子どもの貧困対策として、子どもに体験活動を提供する事業を対象に、予算の範囲内において、松戸市子どもの体験活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、松戸市補助金等交付規則（昭和55年3月31日松戸市規則第17号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助対象団体）

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、当該団体が自ら主催し、前条の目的に沿った活動を行う団体で、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 市内に所在地を有する団体
- (2) 代表者が成人である団体
- (3) 3名以上で構成され、活動を実施するための体制を有する団体
- (4) 定款、規約又は会則等を有する団体
- (5) 代表者、役員その他の実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない団体

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子どもの貧困対策として、市内在住の概ね18歳未満の者を対象に、次の各号のいずれかに該当し、子どもの意見を反映させた体験活動を提供する事業とする。

- (1) 自然体験活動
- (2) 科学体験活動
- (3) 文化芸術体験活動
- (4) 職場体験活動
- (5) 交流を目的とする活動
- (6) 社会奉仕体験活動

- (7) その他市長が子どもの貧困対策に資すると認める体験活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は補助金の交付の対象としない。
- (1) 補助金の交付決定前に実施した体験活動
  - (2) 参加する子どもの人数が5名未満の活動
  - (3) 国又は地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受ける活動
  - (4) 営利を目的とする活動
  - (5) 下部組織を有する団体の専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
  - (6) 他の団体への助成活動
  - (7) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
  - (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動
  - (9) その他市長が適当でないと認める活動
- 3 体験活動の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 体験活動に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は、無償又は低廉なものとする。
  - (2) 体験活動の実施中は安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にライフジャケットを着用させるなど、適切な安全対策を講じること。
  - (3) 体験活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務付ける等の対策を講じること。
  - (4) 体験活動で食品を扱う場合は、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて保健所の指導を受けること。
  - (5) 体験活動の実施に関する一切の責任については、対象団体が負うこと。
- 4 補助対象事業の期間は、4月1日から翌年1月31日までとする。

#### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、市長が適当でないと認める経費については、補助対象外とする。

#### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に係る収入を除いた額又は10万円のいずれか低い額の範囲内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第6条 補助金を交付する回数は、一会計年度内において、1団体につき1回を上限とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする補助対象団体は、補助金交付申請書（第1号様式）を10月30日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式別添1）
- (2) 収支予算書（第1号様式別添2）
- (3) 団体概要書（第1号様式別添3）
- (4) 団体の構成員名簿又は役員名簿
- (5) 団体の定款、規約又は会則等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、補助金概算払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更)

第10条 補助対象団体は、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更（市長が軽微と認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第4号様式別添1）
- (2) 変更収支予算書（第4号様式別添2）

3 市長は、第1項の承認をしたときは、その旨を事業変更承認通知書（第5

号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第11条 補助対象団体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を事業中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助対象事業の遅延等)

第12条 補助対象団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第13条 規則第11条の規定により実績報告をしようとする補助対象団体は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の1月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第8号様式別添1)
- (2) 収支決算書(第8号様式別添2)
- (3) 補助対象経費に係る領収書及び納品書の写し
- (4) 体験活動当日の様子を記録した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、規則第12条の規定により補助金の額を確定したときは、その旨を補助金額確定通知書(第9号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第11条第1項の規定による補助対象事業の廃止を承認した場合において、既に補助金が交付されているとき、又は第13条の規定による補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、その旨を補

助金返還命令通知書（第 10 号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。